

## 商品名 大口定期

[2026年2月16日現在]

商品名(愛称)	自由金利型定期預金 (大口定期)
販売対象	法人、個人
期間	定型方式・・・1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 満期日指定方式・・・1か月超10年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度)  (3) 計算方法	金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる個人の利息には「復興特別所得税0.315%」が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) 法人は総合課税となります。
手数料	-
付加できる特約事項	個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、表1の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または顧客相談室(9時～17時、フリーダイヤル0120-102-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時～16時)にお申し出ください。
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。

(表 1)

① 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の AB および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率 - 約定利率  $\times$  30%

C. 約定利率 - (基準利率 - 約定利率)  $\times$  (約定日数 - 預入日数)  $\div$  預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日 (継続したときはその満期日) までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率 (小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が 0% を下回るときは 0% とします。) のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 - 約定利率  $\times$  30%

B. 約定利率 - (基準利率 - 約定利率)  $\times$  (約定日数 - 預入日数)  $\div$  預入日数